



平成18年5月26日

各 位

会社名 日本製麻株式会社
代表者名 取締役社長 中本 広太郎
(コード番号3306 東証第2部)
問合せ先 取締役経理部長 池田 明穂
(TEL. 078 - 332 - 8251)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月26日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成18年6月29日開催予定の第78期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

変更定款案第5条は、公告方法について、日本経済新聞に掲載して行う方法から、より効果的かつ経済的な情報開示方法である電子公告にて行う方法に変更するものであります。なお、事故その他やむを得ない理由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うものとします。

変更定款案第19条は、経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応し、より一層の効率化を図るため、取締役の員数の上限を引き下げるものであります。

「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、現行定款の一部を次の理由により、以下の変更を行うものであります。

単元未満株式の管理の効率化を図るため、単元未満株式の権利を明確化する規定を新設するものであります。

取締役会の機動的、効率的運営を図るため、取締役会を開催せずに書面決議により取締役会の決議があったものとみなすことを可能とする旨の規定を新設するものであります。

株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示した場合、株主に対して提供したものとみなすことができる旨の規定を新設するものであります。

取締役、監査役及び会計監査人が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、その職務を行うにあたり善意にしてかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって法令の規定する限度内でその責任を免除する旨の規定を新設し、併せて社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。なお、社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

その他全般にわたり、「会社法」に合わせた用語及び引用条文等について、所要の変更を行うものであります。

その他、条文の新設に伴い、必要な条数の繰下げを行うほか、一部字句の変更を行うものであります。

以 上

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(本店の所在地) 第3条 当社は本店を富山県砺波市におく。	(本店の所在地) 第3条 当社は本店を富山県砺波市に置く。
(新設)	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人
(公告の方法) 第4条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(株式の総数) 第5条 当社の <u>発行する株式の総数</u> は7,200万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の <u>発行可能株式総数</u> は7,200万株とする。
(新設)	(株券の発行) 第7条 <u>当社の株式については、株券を発行する。</u>
(新設)	(自己の株式の取得) 第8条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>
(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第6条 当社の1単元の株式の数は1,000株とする。 2. 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「 <u>単元未満株式</u> 」という)に係わる株券を発行しない。ただし、 <u>株式取扱規則</u> に定めるところについてはこの限りでない。	(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の <u>単元株式数</u> は1,000株とする。 2. 当社は、 <u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u>

(新設)

(名義書換代理人)

- 第7条 当社は株式につき名義書換代理人をおく。
2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備えおき、株式の名義書換および単元未満株式の買取りその他株式に関する事務はすべて名義書換代理人に取扱わせる。

(株式取扱規則)

- 第8条 当社の発行する株券の種類、株式の名義書換および単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱いについては、取締役会の定める株式取扱規則による。

(基準日)

- 第9条 当社は毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。
2. 前項のほか必要があるときは予め公告して基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

- 第10条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集する。
2. 前項のほか必要があるときは臨時株主総会を招集する。

(新設)

(単元未満株式についての権利)

- 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

- 第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(削除)

第3章 株主総会

(招集)

- 第13条 当社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(削除)

(定時株主総会の基準日)

- 第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議 長)

- 第11条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当たる。
2. 取締役社長に欠員またはさしつかえがあるときは、取締役会で予め定めた順序にしたがって他の取締役がこれに代る。

(新設)

(決議の方法)

- 第12条 株主総会の決議は法令または本定款に定めのある場合を除いて出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。
2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行なう。

(議決権の代理行使)

- 第13条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし株主または代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(新設)

(議事録)

- 第14条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果はこれを議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印し会社に保管する。

第 4 章 取締役および取締役会

(定 員)

- 第15条 当会社の取締役は15名以内とする。

(選 任)

- 第16条 取締役は株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をも

(招集権者および議長)

- 第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

- 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

- 第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(削除)

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

- 第19条 当会社の取締役は9名以内とする。

(選任方法)

- 第20条 取締役は株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出

って行なう。

3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(任期)

第17条 取締役の任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に満了する。

(新設)

(新設)

(取締役の招集通知)

第18条 取締役会を招集するには各取締役および各監査役に対して会日の5日前に通知を発するものとする。ただし緊急やむを得ぬ場合はこれを短縮することができる。

(新設)

(代表取締役)

第19条 代表取締役は取締役会の決議により定める。

(新設)

(役付取締役)

第20条 取締役会の決議をもって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名をおくことができる。

(取締役会の決議の方法)

第21条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行なう。ただし可否同数の時は議長がこれを決する。

(相談役および顧問)

第22条 取締役の決議により相談役および顧問をおくことができる。

(新設)

席し、その議決権の過半数をもって行なう。

3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(削除)

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(相談役および顧問)

第26条 取締役会は、その決議によって相談役および顧問各若干名を定めることができる。

(取締役会規程)

(新設)

(新設)

第 5 章 監査役および監査役会

(定員)

第23条 当社の監査役は4名以内とする。

(選任)

第24条 監査役は株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は総株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

(任期)

第25条 監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に満了する。

(新設)

(常勤の監査役)

第26条 監査役は互選により常勤の監査役を定める。

(監査役会の招集通知)

第27条 監査役会を招集するには各監査役に対して会日の5日前に通知を発するものとする。ただし緊急やむ

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第30条 当社の監査役は4名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるとき

<p><u>を得ぬ場合はこれを短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p><u>は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第28条 <u>監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行なう。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第36条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p>
<p>(新設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第38条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第39条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第40条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

第 6 章 計 算

(営業年度および決算期)

第29条 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度末日を決算期とする。

(利益配当金および除斥期間)

第30条 当社の利益配当金は毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。

2. 利益配当金はその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、その支払いの義務を免れる。

(新設)

第 7 章 計 算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の排斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 18 年 6 月 29 日 (木)

定款変更の効力発生日

平成 18 年 6 月 29 日 (木)

以 上